

# 長崎高教組新聞

発行  
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号  
長崎高教組会館  
長崎県高等学校教職員組合  
☎ (095)-827-5882  
FAX (095)-826-2976  
編集責任者 小田 誠  
購読料 一部10円  
組合員は組合費に含む  
メールアドレス  
naga-kks@fsinet.or.jp

組合員拡大のとりくみについて 小田委員長のよびかけ

## 明るく、気軽に、そして気軽に



「二」数年、高教組は組合員の拡大を重点課題としてとりこんでいます。分會、支部を中心として工夫を凝らしながら取り組んでいただいていることに感謝しています。

### 私たちの願いを実現するために

私たち教職員はだれでもが、より働きやすい職場を求めていますし、私たちの生活をより豊かにして将来も安定できるものにしたいと願っています。また、児童生徒の一人ひとりがのびのびと学ぶ学校や社会を実現したいと考えています。しかし、それらの願いは、ひとりではなかなか実現できないことです。職場の環境については、職場の仲間との意見のすり合わせが必要であり、管理職に対し意見を伝えることが必要です。私たちの生活を支える賃金やさまざまな

### 願いを実現するのは労働組合

な権利については、雇用者・使用者である県教育委員会に意見を伝え、意見を交える県教委交渉が必要で。また、児童生徒の学習権を保障するためには、県や国への働きかけが必要です。

私たちの生活に関わることについて、少し述べます。労働基準法第2条には勤務時間、賃金等の勤務条件については「労働者と使用者が対等の立場において決定すべきもの」とあります。歴史的に見て使用者と労働者の力関係は、労働者は圧倒的に弱いものです。使用者と労働者が1対1で交渉すると、労働者に不利になります。そこで、労働組合法第1条で、「労働者がその労働条件について交渉するため、中略、使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をする。」ことを規定しています。そして第6条には労働組合の代表者が使用者と交渉する権限を有するとし



今年4月の県教委・教育長交渉

### 「理」より「情」職場の同僚性を

少し重くなりました。「明るく、軽やかに、そして気軽に」というコピーは、あまり肩に力を入れず、気軽に多くの先生が「声をかけ」、接点を作り、関係を作り上げて、組合に興味を持ってもらうことから始めようということから始めようということから、「理」は「情」として押さえておきながら、「理」をふりまわすことなく、むしろ「情」を通わせて、そのうちに組合への加入の話を進めていこうという事です。

私たちは、胸を張って、まだ組合に入っていない教職員に組合に入ることを勧めましょう。組合は、組合員だけの生活や権利を守り伸ばすものではありません。しかし、組合員が多ければ多いほど、交渉に際して力が発揮できます。だからこそ、すべての県立学校の教職員のみならず高教組への加入を呼びかけます。

### 二つの事例

一つは、「県央地区の専門高校で若い実習教員が組合加入」した事例です。直接勧誘した先生からの報告です。

新規採用の年から、組合の飲み会などにも誘い、免許取得のための認定講習についてももう一度教えていた。今年度に入って、加入をよびかけたら、すんなり加入。周りの若い実教の人も加入していたことも大きかったのではないだろうか。

もう一つは、「県央地区の大規模普通校で若い先生が総合共済に加入」した事例です。

組合員が、放課後に職員室で、本部から送付した資料を配付して、「入らんね」と勧誘。最初は警戒していたようだったが、周りの先生方も「私も入るとるよ」と、よってたかって勧めたので、納得して加入してくれた。

この二つの事例は、相手のことを思い、「明るく、気軽に、しかし気長に」に組合のことを伝えてきた結果です。

声をかけても断られることなどを考えれば、二の足を踏みたくなる状況はよくわかります。しかし、私たちは、私たちの生活や権利を守り伸ばすことも大事なことを、私たちのために行うことも、まだ組合に入っていない先生のためになることを行っています。

声をかけても、一度でうまくいくわけがありません。でも種を蒔き続けることが大切です。種が蒔かれているからこそ、芽が出て、花が開きます。

# 戦争への道は許さない!

集団的自衛権の行使容認に反対する緊急集会



5月15日、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)が首相に報告書を出し、これを受けて首相が政府の考え方を示す「基本的方向性」について記者会見を行いました。長崎県平和運動センター、長崎地区労の呼びかけで「集団的自衛権の行使容認の方針」に反対する抗議の緊急集会が、15日午後6時より、長崎駅前高架広場で開かれました。緊急の呼びかけにもかかわらず、約220人が集まり、高教組からも8人が参加しました。

平和運動センター副議長の「何の責任も問われない無責任な、首相の仲間による結論ありきの報告をもとに、日本を戦争への道を開く暴挙は許されません」という開会宣言で集会が始まりました。

長崎県平和運動センター議長は「集団的自衛権の行使とは、戦争を行う事で戦後を否定する事であり、重大な憲法の内容を、内閣の閣議だけで変更しようとしており、立憲主義を真っ向から否定し、民主主義を全面的に否定するやり方であり、まさしく独裁国家のやり方であり、断固糾弾していきたい」とあいさつしました。その後、原水禁日本国民会議議長、社民党長崎県連幹事長の連帯のあいさつがありました。そして、高教組が共同の取り組みを行っている憲法改悪阻止長崎県共同センターからの連帯のあいさつを、県労連の里副議長が行いました。「押しつけ憲法というが、GHQの憲法草案は、憲法研究会の「憲法草案要綱」などの民間有識者による憲法改正草案を参考していることは明らかであり、また敗戦直後の45年「20歳以上の男女」に選挙権が与えられた普通選挙によって成立した第90帝国議会に憲法草案が上程され審議、修正、可決して成立した日本国憲法は、国民の総意として出来上がったものです。一つの条文も変えずに施行され67年になる、日本国憲法を守り、世界に広げるのが重要である」との力強いあいさつに、大きな拍手が起りました。

長崎地区労議長の「今日、この集会をやらなければならなかった。集団的自衛権の行使容認とは、戦争をする権利を確立させようとしている。状況は樂觀できるものではありません。今後も抗議の声を上げていきましょう。そして最後まで共闘にがんばりましょう」という締めめのあいさつがあり、最後は団結がらばらうで、「戦場に教え子を送らない」と確認を確認しました。

# 再任用に関するQ&A

4月に再任用者の皆さんにご協力いただいたアンケートの中で出されていた疑問にお答えします。

問 再任用は何歳までですか？

答 再任用は満額年金が支給されるまでの制度です。65歳になる年度までです。

問 再任用で担任をすることに問題はありますか？

答 再任用の場合の職務内容は、原則として定年前と同じとされていますので、フルタイムの場合は担任をすることに問題はありません。

問 教諭退職後の再任用短時間勤務者は教諭なのか講師なのか、学校現場であいまいな点があるのですが、どうなっているのでしょうか？

答 昨年度までの制度では、教諭退職後の再任用短時間勤務者の職名は講師でした。これは、支給される給料の級に対応させて、教育職1級の場合は講師の職名を用いるという県教委の方針によるものでした。今年度からの制度では、短時間勤務者も

問 勤務日は部活動も指導するようになっていますが、勤務時間が14時までの場合、放課後まで空白の時間が出ます。このような場合はどう対応することになるのですか？

答 再任用者に対して管理職が「部活動も指導してほしい」と要請する場合は、あくまでも勤務時間内のことになりません。従って、勤務時間終了後の部活動指導は、本人が希望する

問 土日に部活動の指導をしていますが、その際の交通費分は考慮されているのでしょうか？

答 再任用者に限らず、定年前の教職員についても、土日の部活動指導に対しての交通費は支給されていません。高教組は、従来から交通費支給を要求してはいますが、残念ながらまだ実現していません。今後も現場の教職員の強い要求として県教委に要求していきます。ちなみに、再任用者の通勤手当は、自家用車利用の場合は、月の

問 今年の年休の付与日数は7日1時間30分となっています。30分の端数があるので、30分単位で取得できるのでしょうか？

答 年休の取得単位は、再任用者も定年退職前と同様に1時間単位となります。端数の30分については、年休を切り切る場合に30分の年休が認められることになっています。しかし、短時間勤務者の場合、1日の勤務時間そのものに端数の出る日が必ず



導は、本人が希望する

※ 年休の端数問題は定年前の教職員についても同様で、時間単位で年休を取得した場合に生じる15分単位の残り時間については、年休を使い切る場合に、1時間未満の分を消化することができます。

## 国・政治が教育に介入する地教行法の改悪を許してはならない!!

5月7日に、地方教育行政法改悪反対の国会行動で衆議院文部科学委員会傍聴に長崎高教組から参加した寺田書記次長の報告です。今回は中・四・九ブロックから各1人(高知2人)で全教関係14人、新婦人他26人が傍聴に臨み、傍聴席はほぼ満席になりました。

今回は2回目の参考人質疑で、まず梶田一氏(奈良学園大学学長)、穂坂邦夫氏(元埼玉県志木市市長)、中嶋哲彦氏(名古屋大学大学院、元犬山市教育委員)の3氏が持ち時間15分で「改正」案そのものへの見解や現行の教育委員会制度への問題・課題点を意見しました。(梶田・穂坂両氏は「改正」案に賛成の立場から、中嶋氏は反対の立場から)。それを受け、自・公・民・みんな・生活・共産党の各議員による3氏への質問・答弁がなされました。

「改正」賛成の立場の梶田氏・穂坂氏であっても、首長や教育長の政治的中立は維持しなければならない、首長が任命した教育長をチェックする機関を作るべきで、さらに教育長は教育の専門性を持った人物であることなど、政治的介入は避けなければならないと答弁しました。

中嶋氏も同様なことを言及しつつ、共産党宮本議員の質問の答弁として、安倍「教育再生」が教育の機会均等、教育を受ける権利、教育条件整備等を壊し、脅かすものであると指摘しました。その上で「改正」案は、上からの教育方針を教師に押しつけるものであり、今求められているのは子どもに直接応答できる教育行政のあり方・責任の所在であると声明しました。

### 地方教育行政法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の略称で、地教行法と略す場合もある。教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員的身分取扱い、その他地方自治体における教育行政のしくみ・運営について定めた法律で、教育委員会の組織・権限などを規定していた教育委員会法が廃止され、代わって新たに制定された。

そのおもな特色は、教育委員会法における教育委員の公選制(自治体住民による直接投票制)を、自治体の長が議会の同意を得て任命する制度に改めたこと、教育長の任命承認制(任命承認主体は、都道府県の教育長は文部大臣、市町村の場合は都道府県教育委員会)の導入、教育事務処理についての文部大臣の是正措置要求権の法定、さらに教育委員会にあって教育予算の提案権を自治体の長に移したことなどである。

執行委員長は今回の地方教育行政法の改悪の問題点を次のようにまとめました。

第1に、首長の政治介入の危険性がいよいよ明らかになった。地方における教育の基本方針として「大綱」を定めること、その「大綱」に教育長も教育委員も「意を用いなければならない」とされている。

第2に、教育長の権限が強化され、その暴走をチェックすべき教育委員会の権限が弱くなっている。

第3に、下村文科大臣が、大津の事件でも是正指導ができなかったが、「おそれ」「防止」を入れることで「事後にも指示ができるようにした」と答弁したことも表れているように、国による教育介入の可能性が強化される。以上のように、国会での審議を通じて、「改正」案の危険性がより明瞭となった。いっそう、傍聴や座り込みなど国会行動に参加し、今後の参議院での国会審議等を国民の声で包囲するとりくみの強化が求められている。

9日、14日、16日と参考人質疑が行われ、16日、「改悪」法は採決されました。今後、参議院での委員会審議に移りますが、引き続き政治が教育に介入することの改悪法を許さないとりくみを強め、国会行動等に積極的に参加して断固阻止の声で国会を包囲しましょう。



衆議院文部科学委員会